

令和元年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,090千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,015千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 2 年 2 月 25 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(農業改良資金貸付勘定)		千円 20,147	千円 Δ12,605	千円 7,542
1 繰越金		20,145	Δ12,605	7,540
	1 繰越金	20,145	Δ12,605	7,540
(農業改良資金業務勘定)		4,549	Δ485	4,064
1 繰入金		4,546	Δ1,174	3,372
	1 一般会計繰入金	4,546	Δ1,174	3,372
3 諸収入		2	689	691
	1 雑入	2	689	691
歳入合計		91,105	Δ13,090	78,015

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(農業改良資金貸付勘定)		千円 20,147	千円 Δ12,605	千円 7,542
1 農林水産業費		20,147	Δ12,605	7,542
	1 農 業 費	20,147	Δ12,605	7,542
(農業改良資金業務勘定)		4,549	Δ485	4,064
1 農林水産業費		4,549	Δ485	4,064
	1 農 業 費	4,549	Δ485	4,064
歳 出 合 計		91,105	Δ13,090	78,015

第 79 号 議 案

令和元年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ748千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 2 年 2 月 25 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(貸付勘定)		千円 20,000	千円 Δ20,000	千円 0
1 繰越金		19,300	Δ19,300	0
	1 繰越金	19,300	Δ19,300	0
2 諸収入		700	Δ700	0
	1 貸付金元利収入	700	Δ700	0
歳入合計		20,748	Δ20,000	748

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
(貸付勘定)		千円 20,000	千円 Δ20,000	千円 0
1 農林水産業費		20,000	Δ20,000	0
	1 林業費	20,000	Δ20,000	0
歳出合計		20,748	Δ20,000	748

令和元年度長崎県県営林特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度長崎県県営林特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53,162千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250,903千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 67,178	千円 △53,162	千円 14,016
	1 国庫負担金	67,178	△53,162	14,016
歳入合計		304,065	△53,162	250,903

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農林水産業費		千円 304,065	千円 △53,162	千円 250,903
	1 林業費	141,824	△53,162	88,662
歳出合計		304,065	△53,162	250,903

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 農林水産業費			千円 14,016
	1 林業費		14,016
		造林費	14,016
合		計	14,016

令和元年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64,399千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142,690千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 2 年 2 月 25 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(貸付勘定)		千円 203,710	千円 Δ63,048	千円 140,662
2 繰越金		146,490	Δ43,951	102,539
	1 繰越金	146,490	Δ43,951	102,539
3 諸収入		57,000	Δ19,097	37,903
	1 貸付金元利収入	57,000	Δ19,097	37,903
(業務勘定)		3,379	Δ1,351	2,028
1 繰入金		3,157	Δ1,351	1,806
	1 一般会計繰入金	3,157	Δ1,351	1,806
歳入合計		207,089	Δ64,399	142,690

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(貸付勘定)		千円 203,710	千円 Δ63,048	千円 140,662
1 農林水産業費		203,710	Δ63,048	140,662
	1 水産業費	203,710	Δ63,048	140,662
(業務勘定)		3,379	Δ1,351	2,028
1 農林水産業費		3,379	Δ1,351	2,028
	1 水産業費	3,379	Δ1,351	2,028
歳 出 合 計		207,089	Δ64,399	142,690

第 82 号 議 案

令和元年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ44,441千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ285,826千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 2 年 2 月 25 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 7,109	千円 △3,950	千円 3,159
	1 繰越金	7,109	△3,950	3,159
3 諸収入		315,952	△40,491	275,461
	1 貸付金元利収入	315,952	△40,491	275,461
歳入合計		330,267	△44,441	285,826

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 商工費		千円 330,267	千円 △44,441	千円 285,826
	1 商工業費	24,376	△3,976	20,400
	2 公債費	305,891	△40,465	265,426
歳出合計		330,267	△44,441	285,826

第 83 号 議 案

令和元年度長崎県用地特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度長崎県用地特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

令 和 2 年 2 月 25 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算補正
歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地費		千円 3,037,400	千円 0	千円 3,037,400
	1 用地費	3,037,400	0	3,037,400
歳出合計		3,037,400	0	3,037,400

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 用地費			千円 1,131,593
	1 用地費		1,131,593
		公共用地購入費	1,131,593
合		計	1,131,593

令和元年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53,227千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ209,255千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 2 年 2 月 25 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		千円 262,482	千円 △53,227	千円 209,255
	1 雑入	262,482	△53,227	209,255
歳入合計		262,482	△53,227	209,255

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 庁用管理費		千円 262,482	千円 △53,227	千円 209,255
	1 庁用管理費	81,479	△14,227	67,252
	2 文書管理費	181,003	△39,000	142,003
歳出合計		262,482	△53,227	209,255

第 85 号 議 案

令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 4 号）

令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,342,701千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令 和 2 年 2 月 25 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 736,764	千円 △32,165	千円 704,599
	1 使用料	736,764	△32,165	704,599
2 財産収入		191,461	159,131	350,592
	2 財産売却収入	183,000	159,131	342,131
3 繰入金		406,715	△137,880	268,835
	1 一般会計繰入金	406,715	△137,880	268,835
5 諸収入		92,160	10,914	103,074
	1 雑入	92,160	10,914	103,074
6 県債		975,600	△60,000	915,600
	1 県債	975,600	△60,000	915,600
歳入合計		2,402,701	△60,000	2,342,701

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土木費		千円 2,402,701	千円 △60,000	千円 2,342,701
	1 港湾費	774,687	△60,000	714,687
	2 公債費	1,628,014	0	1,628,014
歳出合計		2,402,701	△60,000	2,342,701

第2表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
1 土 木 費			千円 50,000		千円 131,900
	1 港 湾 費		50,000		131,900
		港湾施設整備費	50,000	補正前に同じ。	131,900
合		計	50,000	計	131,900

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備費	千円 975,600	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体 金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和元年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5%以内 (ただし、見直し方式で借り入れするにつれて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入時期から30年以内(うち据置期間5年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 915,600	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	975,600				915,600			

令和元年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ426,457千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ767,307千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令 和 2 年 2 月 25 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 574,317	千円 △86,131	千円 488,186
	1 負担金	574,317	△86,131	488,186
2 国庫支出金		303,500	△208,000	95,500
	1 国庫負担金	303,500	△208,000	95,500
4 繰越金		118,897	△62,026	56,871
	1 繰越金	118,897	△62,026	56,871
5 県債		110,400	△70,300	40,100
	1 県債	110,400	△70,300	40,100
歳入合計		1,193,764	△426,457	767,307

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土木費		千円 1,193,764	千円 △426,457	千円 767,307
	1 流域下水道費	1,049,652	△426,457	623,195
歳出合計		1,193,764	△426,457	767,307

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土木費			千円 118,250
	1 流域下水道費		118,250
		大村湾南部流域下水道建設費	118,250
合		計	118,250

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設費	千円 110,400	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体 金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和元年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利50%以内 (ただし、見直し方式で借り入れする資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入時期から30年以内 (うち据置期間5年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができ	千円 40,100	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	110,400				40,100			

第 87 号 議 案

令和元年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,866,441千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,345,556千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令 和 2 年 2 月 25 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 80,000	千円 4,560	千円 84,560
	1 財産運用収入	80,000	4,560	84,560
2 繰入金		3,953,615	△138,119	3,815,496
	1 一般会計繰入金	3,873,615	△142,674	3,730,941
	2 基金繰入金	80,000	4,555	84,555
3 県債		56,445,500	2,000,000	58,445,500
	1 県債	56,445,500	2,000,000	58,445,500
歳入合計		60,479,115	1,866,441	62,345,556

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		千円 60,479,115	千円 1,866,441	千円 62,345,556
	1 公債費	60,479,115	1,866,441	62,345,556
歳出合計		60,479,115	1,866,441	62,345,556

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	56,445,500 ^{千円}	債券発行又は普通貸借 (借入先) 銀行、その他 (借入時期) 令和元年度	年利5.0%以内 (ただし、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入時期から30年以内において元金均等、元金均等又は満期一括などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	58,445,500 ^{千円}	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	56,445,500				58,445,500			

令和元年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43,335千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157,839,016千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 2 年 2 月 25 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 49,283,896	千円 △53,624	千円 49,230,272
	1 国庫負担金	32,044,311	△53,616	31,990,695
	2 国庫補助金	17,239,585	△8	17,239,577
3 財産収入		3,055	△2,267	788
	1 財産運用収入	3,055	△2,267	788
4 繰入金		10,095,123	605,129	10,700,252
	1 一般会計繰入金	10,035,123	△52,942	9,982,181
	2 基金繰入金	60,000	658,071	718,071
5 繰越金		2,500,000	△611,730	1,888,270
	1 繰越金	2,500,000	△611,730	1,888,270
6 諸収入		50,139,879	19,157	50,159,036
	1 雑入	50,139,879	19,157	50,159,036
歳入合計		157,882,351	△43,335	157,839,016

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 生活福祉費		千円 157,882,351	千円 Δ43,335	千円 157,839,016
	1 社会福祉費	157,882,351	Δ43,335	157,839,016
歳 出 合 計		157,882,351	Δ43,335	157,839,016